

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

政令

- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（政令第一号）（厚生労働省）
- 「法」という。第六条第八項の指定感染症として定めることとした。（第一条関係）
- 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とすることとした。（第二条関係）
- 新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第二条（第四項及び第五項を除く）、第五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第一〇号に係る部分に限る。）、第六条から第二十五条まで、第二六条の三から第三〇条まで、第三四条、第三五条、第三六条（第四項を除く。）、第三七条、第三八条第三項から第六項まで及び第九項、第三九条第一項、第四〇条から第四四条まで、第五七条（第四号から第六号までを除く。）、第五八条（第八号、第九号、第一一号、第一三号及び第一四号を除く。）、第五九条、第六一条第二項及び第三項、第六三条、第六三条の一、第六四条第一項、第六五条、第六五条の三並びに第六六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読み替えをすることとした。（第三条関係）
- 検疫法施行令の一部を改正する政令（一一二）
- 検疫法施行令の一部を改正する政令（一二一）
- 検疫法施行規則の一部を改正する政令（一二〇）
- 検疫法施行規則の一部を改正する政令（一二一〇）
- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（政令第一号）（厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定めることとした。（第一条関係）
- 新規により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読み替えに関する省令（厚生労働省）
- 検疫法施行規則の一部を改正する政令（一二一）

六

六 二

省令

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（政令第一号）（厚生労働省）

- 1 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定めることとした。（第一条関係）
- 2 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とすることとした。（第二条関係）
- 3 新型コロナウイルス感染症については、法第八条第一項、第二条（第四項及び第五項を除く。）、第五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第一〇号に係る部分に限る。）、第六条から第二十五条まで、第二六条の三から第三〇条まで、第三四条、第三五条、第三六条（第四項を除く。）、第三七条、第三八条第三項から第六項まで及び第九項、第三九条第一項、第四〇条から第四四条まで、第五七条（第四号から第六号までを除く。）、第五八条（第八号、第九号、第一一号、第一三号及び第一四号を除く。）、第五九条、第六一条第二項及び第三項、第六三条、第六三条の一、第六四条第一項、第六五条、第六五条の三並びに第六六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読み替えをすることとした。（第三条関係）
- 4 3において準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定することとした。（第四条関係）
- 5 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、2に規定する期間の末日限り、その効力を失うこととした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（厚生労働省）

- 1 検疫法第二条第三号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めることとした。（第一条関係）
- 2 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を四、二〇〇円と定めることとした。（第二条関係）
- 3 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関を除く。以下同じ。(結核指定医療機関を除く。以下同じ)に
法第十九条第三項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十条第一項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	一類感染症	感染症指定医療機関
法第二十二条第一項及び第二十三条第一項及び第二十四条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	新型コロナウイルス感染症
法第二十三条第一項	特定感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十四条第一項	原体を保有していない当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	移送しなければならない
法第二十五条第一項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	移送することができる
法第二十六条第一項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないこと	新規型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているか又は当該感染症の症状が消失したか
法第二十七条第一項	新規型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと	新規型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているか又は当該感染症の症状が消失したか
法第二十八条第一項	新規型コロナウイルス感染症の患者	新規型コロナウイルス感染症の患者
法第二十九条第一項	新規型コロナウイルス感染症の患者	新規型コロナウイルス感染症の患者
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十二条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十三条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十四条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十六条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十七条第一項	一類感染症若しくは二類感染症若しくは三類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十八条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症

法第二十六条の四第一項及び第二十七項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十二条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十三条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十四条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十六条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十八条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症

法第五十八条第四号の 規定により実施される場合を含む。	(これらの規定を第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定	採取	の規定	採取	の規定	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項
法第五十八条第四号の 規定により実施される場合を含む。	(これらの規定を第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定	採取	の規定	採取	の規定	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項
法第五十八条第二号	法第五十八条第三号	法第五十八条第一号	法第五十八条第一号	法第五十八条第一号	法第五十八条第一号	第三十七条第一項及び第三十七 条の二第二項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項
法第五十八条第四号	法第五十八条第四号	法第五十八条第二号	法第五十八条第一号	法第五十八条第一号	法第五十八条第一号	第三十七条第一項及び第三十七 条の二第二項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項
法第五十八条第一項 を含む。	法第五十八条第一項 を含む。	法第五十八条第一項 を含む。	法第五十八条第一項 を含む。	法第五十八条第一項 を含む。	法第五十八条第一項 を含む。	第三十七条第一項及び第三十七 条の二第二項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項	第三十七条第一項

（これらの一規定期を第五十一条第三条の規定で準用する場合を含む。）により実施される場合を含む。）に要する	（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）に要する	（この規定期を第五十一条第三条の規定で準用する場合を含む。）の規定					
法第五十八条第五号から法第七号まで	法第五十九条	法第六十一条第二項	法第六十二条第一項	法第六十三条第一項	法第六十三条第二項	法第六十四条第一項	（）及び
（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）に要する	第四号	及び第十二号の費用	第九号まで及び第十四号並びに	第九号まで及び第十四号	第九号まで及び第十四号	第六章	）、前章及び

（事務の区分）	令第六条	第二十五条第六項（法第二十六条の規定で準用する場合を含む。）	第二十五条第六項
（事務の区分）	令第二十五条第一項	第二十五条第六項（法第二十六条の規定で準用する場合を含む。）	第二十五条第六項
（事務の区分）	令第二十七条第一項	第二十五条第六項（法第二十六条の規定で準用する場合を含む。）	第二十五条第六項
（事務の区分）	令第二十九号まで及び第十四号	第二十五条第六項（法第二十六条の規定で準用する場合を含む。）	第二十五条第六項

（施行期日）	1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 （この政令の失効）	2 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その後も、なおその効力を有する。 （地方自治法施行令の一部改正）	3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。
（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））	第三十五条（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））	第三十五条（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））	第三十五条（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））

（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））

第三十五条（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））

第三十五条（新規型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令（令和二年定める等の政令第十一号））

令和2年1月28日 火曜日

官

報

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和2年1月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号
検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「ジカウイルス感染症」の下に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。」を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項目中

症	一件につき 二、五〇〇円
ジカウイルス感染症	○円
新型コロナウイルス感染症	○円

に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

省
令

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する政令を准用する場合の読み替えに関する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第十九号）の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」といふ。）と、同令第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」である」とする。

同令第十二条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附則

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第十号
検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のよう改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（仮検疫済証の様式等）

第六条（略）

2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間

を超えてはならない。

一・二（略）

三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者があるとき

は、三百三十六時間

（新設）

一・二（略）

三・八（略）

四・九（略）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

7 令和2年1月28日 火曜日

官 報

(号外特第4号)

令和2年1月28日 火曜日

官 報

(号外特第4号)

8

第明治
三十二年
種類
郵便
三月
物三十
認可日

発行所
独立行政法人 国立印刷局
東京都虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 1,644円
（配達料） 1,644円
（別冊） 1,530円